

○ 耕種農家の皆様へ ○

輸入粗飼料に由来する 堆肥を使用する際にはご留意ください！

輸入粗飼料を給与した家畜の排せつ物由来の堆肥を使用した場合、海外で使用された農薬成分(クロピラリド)により、**トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起す可能性**があります。



被害を受けやすい作物(耐性の弱い作物)

クロピラリドへの耐性は作物により違い、**耐性の弱い作物は次のものです。**

- **特に弱いもの** (例)
トマト、ミニトマト、大豆、えだまめ、さやえんどう、そらまめ、ヒマワリ、コスモス、アスター、スイートピー
- **弱いもの** (例)
ピーマン、さやいんげん、にんじん、しゅんぎく、ふき、きく、ひやくにちそう

被害を未然に防止するために

○ 堆肥の情報を確認しましょう。

- ➡ **堆肥を買うときは、クロピラリドが堆肥中に残留している可能性(クロピラリド残留の可能性のある輸入粗飼料で飼養した家畜の排せつ物由来の堆肥かどうか)を堆肥製造業者等に確認し、履歴のはっきりした堆肥を選びましょう。**

特に、**クロピラリドが作物生産に及ぼす影響が高まるおそれがある時※**には、**十分に注意**しましょう。

※ 堆肥の購入先を切り替えた場合、堆肥の購入先から「輸入粗飼料の購入先を切り替えた」といった連絡があった場合、堆肥散布量を増やす場合、作物の品目・品種を変える場合など

また、堆肥製造業者等から、堆肥中にクロピラリドが残留している可能性の連絡があった場合は、生物検定※によって、生育障害のおそれがないことを確認して堆肥を施用しましょう。

※「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」を参照してください。
https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/clopyralid.pdf

○ 堆肥の施用量を遵守しましょう。

- ➡ 各都道府県の施肥基準等に即して**堆肥の施用量及び施用方法を適正に守りましょう。**

クロピラリドが原因と疑われる 症状がみつかったときは・・・



地域の普及指導センターへ速やかに相談しましょう！！



クロピラリドによる作物の生育障害



品目：さやえんどう
症状：葉がカップ状になる



品目：トマト
症状：葉の異常



品目：ミニトマト
症状：果実が細長く変形



品目：スイートピー
症状：葉の異常



品目：きく
症状：芽の変形



品目：にんじん
症状：葉の異常

- ・クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、我が国が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています(日本での使用は認められていません)。
- ・クロピラリドは、家畜や人に対する毒性は低く、また摂取しても時間が経てばほぼ全量が排泄されるため、飼料に残留していても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドは、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

お問い合わせ先 県南農林事務所 農業振興普及部 経営支援課 TEL 0248-23-1565
福島県 農林水産部 環境保全農業課 TEL 024-521-7453